平成２１年（フ）第１６１号
岐阜県大垣市河間町４丁目33番地６、住民票上の住所岐阜県安八郡神戸町大字神戸1428番地の２
破産者　大橋　達也
１　決定年月日　平成22年３月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２１年（フ）第２２１号
愛知県豊橋市南島町１丁目43番地
破産者　鈴木　和久
１　決定年月日　平成22年３月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２０年（フ）第６４３号
滋賀県栗東市高野575番地５
破産者　石橋　秀継
１　決定年月日　平成22年３月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第６７４号
大津市丸の内町２番11号　フレアＪ－Ａ５、前住所滋賀県草津市南山田町752番地２
破産者　山本　弘次
１　決定年月日　平成22年３月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第８２号
滋賀県長浜市南田附町288番地
破産者　中嶋喜久治
１　決定年月日　平成22年３月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２１年（フ）第１６０６号
京都市伏見区淀木津町192番地14
破産者　木村　英司
１　決定年月日　平成22年３月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２２６８号
京都市西京区大枝北福西町４丁目１番地１３棟503号、破産手続開始決定時の住所京都市西京区御陵峰ケ堂町２丁目１番地２
破産者　河南　　進
１　決定年月日　平成22年３月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第４０９号
奈良県天理市櫟本町3072番地２
破産者　丸谷精一郎
１　決定年月日　平成22年３月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２０年（フ）第２１６１号
広島市佐伯区三宅４丁目11番16―５号
破産者　篠原　博美
１　決定年月日　平成22年３月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１７６６号
広島市西区南観音３丁目15番16号
破産者　赤井　晴見
１　決定年月日　平成22年３月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１７６号
長崎県長崎市横尾３丁目37番22号　田川アパートＢ202
破産者　田川　澄子
１　決定年月日　平成22年３月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２１年（フ）第３２号
北海道苫小牧市山手町１丁目11番24号
破産者　青柳　利幸
１　決定年月日　平成22年３月２日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２０年（フ）第７４号
秋田県由利本荘市上野字上野145番地
破産者　大場　誠一
１　決定年月日　平成22年３月２日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所本荘支部

平成２１年（フ）第５５号
横浜市鶴見区岸谷１丁目22番34号、開始決定時の住所横浜市神奈川区大口通134番地15
破産者　後藤　　敦
１　決定年月日　平成22年３月２日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２０年（フ）第９３０号
名古屋市瑞穂区関取町６番地
破産者　野田　満子
１　決定年月日　平成22年３月２日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３４９号
名古屋市昭和区阿由知通２丁目17番地の２プライムメゾン御器所1203号、開始決定時の住所愛知県瀬戸市萩山台９丁目21番地
破産者　神谷知恵子
１　決定年月日　平成22年３月２日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第４７７号
名古屋市名東区にじが丘３丁目９番地　コーポ虹ヶ丘１Ｆ号、開始決定時の住所名古屋市千種区池下１丁目６番20号　チサンマンション池下806号
破産者　松井　昌人
１　決定年月日　平成22年３月２日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第７４９号
愛知県瀬戸市白山町１丁目６番地　ネオハイツ瀬戸301
破産者　森下　久人
１　決定年月日　平成22年３月２日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部